

国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令の概要

1. 趣旨

- 第 196 回国会（常会）で成立した「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）においては、文化財の次世代への確実な継承を図るため、
 - ・ 所有者に代わって重要文化財等を管理する管理責任者の選任要件・選任対象の拡大
 - ・ 文化財保存活用地域計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）による文化庁長官の権限に属する事務の処理の特例の創設
 - ・ 地方文化財保護行政の条例による首長部局への移管等について規定された。
- 改正法の施行（平成 31 年 4 月 1 日）に伴い、関係規則・省令（別紙参照）の一部を改正し、所要の規定の整備を行う。

2. 内容

- ※「法」…改正法による改正後の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ※「令」…文化財保護法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 8 号）による改正後の文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）
- ※「地教行法」…改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

(1) 管理責任者に係る規定の整備

管理責任者については、その選任対象として自然人に加え、文化財保存活用支援団体をはじめとする法人その他の団体を選任することができることとされたことから、各種届出書等に記載すべき管理責任者の「氏名」を「氏名又は名称」に改める等の所要の規定の整備を行う。（法第 31 条第 2 項等関係）

(2) 認定市町村の教育委員会が文化庁長官の権限に属する事務を行う場合に係る規定の整備

文化庁長官の権限に属する事務であって認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部について、当該認定市町村の教育委員会が行うことができることとされたことから、関係規則・省令における当該事務の実施主体に市町村を加える等の規定の整備を行う。（法第 184 条の 2 第 1 項及び令第 6 条関係）

(3) 首長部局への事務の移管に伴う規定の整備

条例の定めるところにより地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行することとされた地方公共団体にあつては、関係規則・省令において教育委員会が行うこととされている事務を当該地方公共団体の長が行うこととする等の規定の整備を行う。（地教行法第 23 条第 1 項関係）

(4) 文化的景観及び伝統的建造物群保存地区の保存計画に係る規定の整備

重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区の選定について文部科学大臣に申出を行う際に必要となる保存に関する計画に関して、個々の文化財の保存及び活用を一体的に捉え、推進する今般の改正法の趣旨を踏まえ、保存及び活用に関する計画に改める等の規定の整備を行う。

(5) その他

その他改正法の施行に当たり所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日（改正法の施行の日）とする。

(別紙)

- ・ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 1 号）
- ・ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 8 号）
- ・ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）
- ・ 身分証明証票規則（昭和 27 年文化財保護委員会規則第 1 号）
- ・ 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 3 号）
- ・ 国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 4 号）
- ・ 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 5 号）
- ・ 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）
- ・ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 9 号）
- ・ 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 11 号）
- ・ 文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 12 号）
- ・ 銃砲刀剣類登録規則（昭和 33 年文化財保護委員会規則第 1 号）
- ・ 奈良県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（昭和 38 年文部省令第 22 号）
- ・ 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則（昭和 50 年文部省令第 29 号）
- ・ 重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則（昭和 50 年文部省令第 30 号）
- ・ 伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和 50 年文部省令第 31 号）
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則（昭和 50 年文部省令第 32 号）
- ・ 美術刀剣類製作承認規則（平成 4 年文部省令第 3 号）
- ・ 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成 8 年文部省令第 29 号）
- ・ 登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 8 号）
- ・ 登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 9 号）
- ・ 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 10 号）
- ・ 文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成 20 年文部科学省令第 33 号）